

豊見城市競争入札参加資格審査願提出要領【令和8・9年度】 建物管理（警備、清掃、点検業務） 定期受付

令和8・9年度に豊見城市が発注する建物管理の入札に参加される方は以下の要領に基づき申請してください。

1. 前回（令和6・7年度）からの主な変更点

●申請方法が変更になりました。

前回：申請書類の郵送及びデータ申請の両方が必要。

今回：申請書類もオンライン申請のアップロードでの提出となり、書類の郵送不要。

※申請書類の郵送のみが不要となり、申請書類の作成は必要であることをご注意ください。

※登録期間中に必要があれば、申請書類の原本提出を求める場合がございます。

●受付証明の手続きを廃止しました。

前回：受領印による受付証明書を返信用の封筒やはがきにより返信。

今回：返信用封筒やはがきによる受付証明書の送付は廃止し、オンライン申請による申請状況の確認URLよりご確認ください。詳細については、「6. 資格審査の確認・結果等 → （1）申請状況の確認」をご参照ください。

2. 入札参加資格の申請要件 ※基準日は書類作成日とする。

次の（1）から（10）の要件を全て満たしていることが必要です。

（1）地方自治法施行令第167条の4に規定されている事項に該当しない者。

（2）次のアからキまでに該当する事実があった者は、その事実があった後1年を経過していること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 上記アからカに該当する事実があった後1年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（3）営業開始後1年を経過していること。

（4）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（5）納付すべき国税、沖縄県税、豊見城市税に未納がないこと。

（6）沖縄県内に本社（本店）、支店又は営業所を有していること。

（7）健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（個人事業者で従業員が4人以下のため適用事業所に該当しない場合を除く。）

（8）雇用保険に加入していること。（従業員を一人も雇用していないため適用が除外されている場合を除く。）

（9）希望する業種の営業に関し、必要な登録及び免許資格等を有していること。

（10）豊見城市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 留意事項

（1）入札参加資格審査申請をした者が次のアからエのいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、又は資格の登録を取り消すことがあります。

ア 入札参加資格審査願及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

イ 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。

ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

エ 資格登録後、必要とする書類の請求に応じないとき。

（2）申請する際の本社（本店）は、次に掲げる要件を備えていることを条件とする。

ア 契約、見積、入札等に関する事務を実質的に行っている事業所であること。

イ 看板が設置され、専用電話等、机等の什器備品、帳簿等を備えた事務所であること。

ウ 本市からの問い合わせについて、対応できる従業員が常勤していること。

（3）申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を届け出てください。

4. 所在区分 ※申請書類に影響しますので、ご確認ください。

所在区分は以下の①から④とします。

なお、沖縄県内に本社、営業所又は支店を有しない事業者は受付できません。

①本社	豊見城市内に本社を有する事業者。
②営業所	本社は豊見城市外又は沖縄県外にあるが、豊見城市内に営業所又は支店を置いている事業者。
③市外	沖縄県内(豊見城市以外)に本社を有する事業者。
④県外(営)	本社は沖縄県外にあるが、沖縄県内に営業所又は支店(豊見城市以外)を置いている事業者。

5. 申請方法

(1) 申請方法

オンライン申請 (オンライン申請URL: <https://logoform.jp/form/MfJx/1293916>)

①申請書類の作成 → ②オンライン申請の入力及び申請書類のアップロード

※申請書類のアップロードはPDF形式のみとなります。PDF形式に変換またはスキャナ等をしてください。

★オンライン申請のイメージ

(ステップ1) 申請事務担当者の情報入力

(ステップ2) 会社情報・希望業種等の入力

(ステップ3) 申請書類のアップロード

(2) 受付期間

令和8年1月13日(火)から令和8年2月13日(金)

※受付期間が終了しますとオンライン申請できなくなります。

(3) 申請書類

- ・「8. 提出書類一覧」でご確認ください。不備等ないよう十分に確認の上提出してください。
※不備等がありましたら、オンライン申請で入力された申請事務担当者宛てに連絡いたします。
- ・各種証明書等は、申請日前の3か月以内に発行されたものを提出してください。

(4) 問い合わせ先

豊見城市役所 都市計画課 検査班 (電話: 098-850-0153)

6. 資格審査の確認・結果等

(1) 申請状況の確認

オンライン申請完了後に申請事務担当者宛てメールアドレスにて送信完了メールが自動送付されます。そちらに申請状況確認URLがありますので、そちらからご確認ください。申請状況は以下の項目を登録しております。

①受付	未審査又は審査中であることを示します。
②不備あり	申請内容に不備があることを示します。不備内容は電話又はメールにて確認します。
③審査完了(認定)	審査が完了し、登録認定であることを示します。
④審査完了(不認定)	審査は完了しましたが、登録不認定であることを示します。

(2) 資格審査の結果の確認

「(1) 申請状況の確認」による確認又はホームページに掲載される競争入札参加資格者名簿によりご確認ください。名簿の公表は3月末を予定しています。しかし、競争入札参加資格者と認められない者にはその旨通知します。

(3) 入札参加資格の有効期間

登録の日から令和10年3月31日まで

ただし、同日までに次期の資格者の決定がされない時は、その決定がされる日までとします。

7. 入札参加資格の喪失及び停止

次の各号ののいずれかに該当する者は、競争入札参加資格又はその一部を喪失、又は停止します。

- (1) 1に定める入札参加資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8. 提出書類一覧表

書類 番号	提出書類	押印	提出の可否		提出書類の説明 ※証明書は申請日前の3か月以内
			法人	個人	
1	建物管理競争入札参加資格審査願 (様式第2号)	必要	○	○	代表者印(印鑑証明書の印)を押印
2	指名希望業種調書(様式第4号)		○	○	
3	業者(事業所)登録証明書・許可証		△	△	許可行政機関で発行されたもの ※警備業務認定証、浄化槽保守点検業者登録簿登録通知書、建築物清掃業登録証明書、建築物空気環境測定業登録証明書等
4	取引実績調書(様式第7号)		△	△	所在区分「本社」「営業所」「市外」のみ提出 ※40万円以上の実績のみ記載し、実績がない場合は提出不要
5	現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書・登記簿謄本)		○		法人事業者のみ提出。→法務局発行 ※代表者住所を必ず表示させてください。
6	印鑑証明書		○	○	法人→会社実印(法務局発行) 個人→事業主印(市町村発行)
7	代表者の身分証明書			○	個人事業者のみ提出 →代表者の本籍地の市町村にて発行
8	代表者の登記されていないことの証明書			○	個人事業者のみ提出 →法務局にて発行
9	労働保険加入を確認できる証明書又は理由書(様式第8号)		○	○	※労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収証でも可。 ※従業員を1人も雇用していないため適用が除外されている場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」を提出 ※沖縄労働局等において労働保険証明書の交付は令和4年に廃止されております。
10	社会保険料納入確認書又は健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書又は理由書(様式第8号)		○	○	直近1年間を超える期間で未納がないことの証明書 →年金事務所にて発行 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用事業者に該当しない等、健康保険に未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」を提出
11	営業証明書		△	△	所在区分「本社」「営業所」のみ提出 →本市税務課にて発行
12	事業所所在地位置図(様式第9号)		△	△	所在区分「本社」「営業所」のみ提出 ※豊見城市内の事業所の地図の記入又は貼付。(目標等を書くなど、できるだけ詳しく記入又は貼付してください)
13	写真		△	△	所在区分「本社」「営業所」のみ提出 ※事業所の外観・室内のカラー写真。
14	委任状(任意様式)	必要	△	△	支店又は営業所に入札・契約等の委任を希望する事業所のみ提出
15	市税の納税証明書(完納証明、未納額がないことの証明書)		△	△	所在区分「本社」「営業所」のみ提出 →本市納税課にて発行
16	国民健康保険税の納税証明書(完納証明、未納額がないことの証明書)			△	本市在住の個人事業者(代表者)のみ提出 →本市国民健康保険課にて発行 ※その他の医療保険等に加入している場合は、その保険証(カード等)の写しを提出
17	県税の納税証明書(法人事業税又は個人事業税、未納額がないことの証明書) ※直前1期分(1年分)		○	○	法人:法人事業税 個人:個人事業税 →沖縄県税事務所にて発行
18	国税の納税証明書(未納額が無いことの証明書)		○	○	法人:法人税を含む納税証明書(その3の3) 個人:所得税を含む納税証明書(その3の2) →税務署にて発行
19	個人情報に関する同意書(様式第10号)	必要	○	○	代表者印(印鑑証明書の印)を押印
20	その他必要書類	△	△	△	使用印鑑届出等 ※無ければ提出不要
21	チェックリスト				※提出不要 書類チェック作業にお使いください。